

佐賀市農産物直売所感染症予防対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農産物の販路確保及び農家の営農意欲の維持並びに農産物の安定的な供給を図ることを目的に、地産地消の推進や地域活性化の拠点としての役割を担う農産物直売所において実施される新型コロナウイルス感染症予防対策への取組を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 農産物直売所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 農家が自ら生産した農産物又は農産加工品（以下「農産物等」という。）を定期的に不特定の消費者に直面販売するために開設した施設。
- (2) 個人又は団体が農家から委託を受けた農産物等を不特定の消費者に直面販売するために開設した施設。

(補助事業者)

第3条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、主に市産農産物等を市内の農産物直売所で販売する個人又は団体とする。

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が農産物直売所における新型コロナウイルス感染症予防対策として取り組む事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に定める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助率等は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに規則第3条の規定により、申請書を市長に提出しなければならない。なお、申請書

に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 直売所の概要調書
 - (4) 団体の規約
 - (5) 団体の構成員名簿
 - (6) 佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除に係る誓約書
- 2 補助金の交付申請は、農産物直売所1店舗につき1年度当たり1回限りとする。
- 3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る地方税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる地方税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に消費税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 4 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、事業費の30%以内の増減については、この限りではない。
 - (3) 補助事業に要する経費について収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、市長に変更の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

（状況報告及び調査）

第8条 市長は、必要に応じて、補助事業者から補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることがある。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときには、規則第12条の規定により市長に実績を報告しなければならない。なお、実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業費使途明細書

2 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に

報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）後30日以内又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付）

第10条 この補助金は、規則第14条ただし書きにより概算払いで交付することができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助事業者が第3条第2項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 市長は、前二項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、補助金を返還させることができる。

（交付申請及び実績報告手続の特例）

第12条 令和2年度4月1日以降、申請の日までに事業が完了している場合は、別紙8により交付申請及び実績報告をすることができる。なお、申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 直売所の概要調書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 事業費使途明細書
- (5) 団体の規約
- (6) 団体の構成員名簿
- (7) 佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除に係る誓約書

（その他）

第13条 本事業の実施について、この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

（附則）

この要綱は、令和2年10月1日から施行するものとし、令和2年4月1日に遡及して適用する。

別表第1（第5条第1項関係）

補助対象経費	備 考
①消耗品費 ②物品購入費 ③印刷製本費 ④委託料 ⑤使用料及び賃借料 ⑥その他経費	<p>新型コロナウイルス感染症予防対策として取り組む事業に必要な経費で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに要する経費とする。ただし、証拠書類等によって支払金額等が確認できる経費に限る。</p> <p>1 補助事業者が国又は地方自治体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の対象経費とすることはできない。</p> <p>2 他の店舗等と共用して対策を講じる必要がある商業施設等内農産物直売所の対策に要する経費は、本補助金の対象経費とすることはできない。</p> <p>3 汎用性があり、目的外使用になり得るものについては、本補助金の対象経費とすることはできない。</p>

別表第2（第5条第2項関係）

事業区分	補助率	補助金の額	備 考
農産物直売所感染症予防対策事業	10/10以内	1店舗当たり20万円以内	

注1：補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。

事業計画書

事業内容	
予想される効果	
その他特記事項	

【担当者連絡先】

住所	(〒 -)		
氏名			
TEL		FAX	
E-mail			

別紙2（第6条関係）

収 支 予 算 書

〈収入〉単位：円

項目	予算額	経費の内容
市補助金		
自己資金		
その他		
合 計		

〈支出〉単位：円

項目	予算額	経費の内容
事業費		
合 計		

別紙3（第6条、第12条関係）

直売所の概要調書

項目		内容		
運営主体	名称			
	所在地	〒		
	代表者職・氏名			
	設立年月日			
	構成員数（役員等数）	名		
直売所	名称			
	所在地	〒		
	利用会員数	個人 事業所	名（うち市内会員 名） 名（うち市内会員 名）※	年 月現在
	営業日数	日（ 年度）		
	直売所で扱う主要な市産農産物等の品目			
	市産農産物等の委託販売手数料	（農産物） （農産加工品）		
	令和元年度の店舗売上額	万円		
	直売所で行う地域活性化、都市交流及び地産地消等の取組			
	目的を同様とする他補助金等申請状況	有り ・ 無し		
		有りの場合	制度の名称	
補助を受ける場合の予定金額			万円	
備考				

注：団体の場合は、この調書に加え、団体の規約、団体の構成員名簿を添付してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。
また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 _____ (印)

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

事業実績書

事業内容	
事業の成果	
その他特記事項	

別紙6（第9条、第12条関係）

収 支 決 算 書

〈収入〉

（単位：円）

経費	申請額 (A)	実績額 (B)	比較 (B - A)
市補助金			
自己資金			
その他			
合 計			

〈支出〉

（単位：円）

経費	申請額 (A)	実績額 (B)	比較 (B - A)
事業費			
合 計			

別紙7（第9条、第12条関係）

事業費使途明細書

（単位：円）

事業内容	金額	積算内訳
合 計		

※添付書類

支出の金額、内容等が確認できる領収書等の証拠書類

成果物（写真等）

別紙 8 (第 1 2 条関係)

補助金等交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

佐賀市農産物直売所感染症予防対策事業費補助金交付要綱 1 2 条の規定により、次のとおり申請及び実績を報告します。

補助年度	令和 年度	補助事業等の名称	
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の経費所要額		円	
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額		円	
交付申請金額		円	
補助事業等の期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
添 付 書 類		(1) 直売所の概要調書 (2) 事業実績書 (3) 収支決算書 (4) 事業費使途明細書 (5) 団体の規約 (6) 団体の構成員名簿 (7) 佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除に係る誓約書	

【担当者連絡先】

住 所	(〒 -)		
氏 名			
TEL		FAX	
E-mail			